

**議案第64号 藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の  
任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について**

人事院の調査により、令和4年は民間における賃金の引上げの動きを反映して、4月の月例給及び特別給（ボーナス）ともに、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となりました。そのため、令和4年8月に人事院から、令和元年以来3年ぶりに俸給表及び勤勉手当の引上げが勧告され、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が、11月11日に国会において可決・成立しました。

地方公務員の給与改定について、国からは、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、給与の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請されているところです。

これを受け、本市においては、これまでも人事院勧告の内容を尊重した対応をしており、今年度も同様に、人事院勧告の内容を考慮して本市職員の給与改定を行うため、必要な条例改正をするものです。

(1) 改定内容について

① 給料表

人事院勧告では、行政職俸給表（一）を平均0.3%引き上げることとし、引上げに当たっては、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒程度初任給を3,000円、高卒者に係る初任給を4,000円引き上げることとしています。また、これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、30歳半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定を行い、その他の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定することとしています。

本市においても、同様の観点から、行政職給料表（1）他4給料表について、引上げ改定を行うこととします。

本市の行政職給料表（1）適用職員の給料改定額等は、次のとおりです。

区 分	現 行	改定後	改定額	改定率
給 料	312,622円	313,796円	1,174円	0.38%

※平均年齢 39.2歳      平均経験年数 17.5年

なお、行政職、医療職及び全職員の給料改定額及び改定率は、次のとおりです。

区 分	行 政 職	医 療 職	全 職 員
改 定 額	1,089円	1,483円	1,184円
改 定 率	0.35%	0.47%	0.38%

② 期末・勤勉手当

人事院勧告では、民間の支給割合に見合うように、支給月数を0.1月分引き上げ、年4.4月分としています（改定後①）。引上げの0.1月分については、勤務実績

に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分することとし、令和5年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当が均等となるように配分することとしています（改定後②）。再任用職員の勤勉手当についても0.05月分引き上げ、年2.3月分、特定任期付職員の期末手当についても0.05月分引き上げ、年3.3月分としています。

本市においても、国と同様の支給月数に引上げ及び配分の見直しを図ることとします。

ア 令和4年度の期末・勤勉手当支給月数

期	現 行	改 定 後 ①	改定差
	期末手当 勤勉手当 合 計	期末手当 勤勉手当 合 計	
6月期	1.20 月	1.20 月	-
	0.95 月	0.95 月	-
	2.15 月	2.15 月	-
12月期	1.20 月	1.20 月	-
	0.95 月	1.05 月	0.10 月
	2.15 月	2.25 月	0.10 月
計	2.40 月	2.40 月	-
	1.90 月	2.00 月	0.10 月
	4.30 月	4.40 月	0.10 月

イ 令和5年度以降の期末・勤勉手当支給月数

期	改 定 後 ①	改 定 後 ②	改定差
	期末手当 勤勉手当 合 計	期末手当 勤勉手当 合 計	
6月期	1.20 月	1.20 月	-
	0.95 月	1.00 月	0.05 月
	2.15 月	2.20 月	0.05 月
12月期	1.20 月	1.20 月	-
	1.05 月	1.00 月	△0.05 月
	2.25 月	2.20 月	△0.05 月
計	2.40 月	2.40 月	-
	2.00 月	2.00 月	-
	4.40 月	4.40 月	-

(2) 実施時期について

給料表に関する改定は、令和4年4月1日に、令和4年度の期末・勤勉手当に関する改定は、令和4年12月1日に遡って実施します。

令和5年度以降の期末・勤勉手当に関する改定は、令和5年4月1日から実施します。

以 上